

第百五十四号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表四の項中 「同 臨海青海特別支援学校」 「同 青海二丁目五番一号」 を

同 臨海青海特別支援学校 同 青海二丁目五番一号

同 八王子西特別支援学校 八王子市東浅川町五百四十六番地一 に、

同 水元小合学園 葛飾区水元一丁目二十四番一号 を

同 水元小合学園 葛飾区水元一丁目二十四番一号 に改める。

同 花畑学園 足立区南花畑五丁目二十四番四十九号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特別支援教育の推進を図るため、東京都立八王子西特別支援学校及び東京都立花畑学園を設置する必要がある。